

【 事業用電気工作物 】

一般用電気工作物以外の電気工作物を事業用電気工作物という。事業用電気工作物は、“電気事業の用に供する電気工作物”と“自家用電気工作物”の二つに区分される。

【 電気事業の用に供する電気工作物 】

電気事業とは、次の3つの事業をいう。

- ① 一般電気事業…一般の需要に応じ電気を供給する事業であり、電力会社の事業が該当する。
- ② 卸電気事業…一般電気事業者が電気を供給する事業であって、その事業の用に供する発電機出力の合計が200万kWを超え、かつ、その出力の50%以上を一般電気事業者へ供給する事業。
- ③ 特定電気事業…特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業。

(注) 供給地点とは、一建物を単位とするものである。

これら3つの事業を営む事業者が、需要者へ電気を供給するために直接必要となる電気工作物を“電気事業の用に供する電気工作物”という。具体的には、電気供給事業に用いる発電所、変電所、電線路、開閉所などである。

ただし、これら事業者の電気工作物の内、需要者へ電気を供給するのに直接必要とされない営業所、社宅等の電気工作物は、“電気事業の用に供する電気工作物”に含まれない。このような電気工作物は、“一般用電気工作物”または“自家用電気工作物”に該当する。

【 自家用電気工作物 】

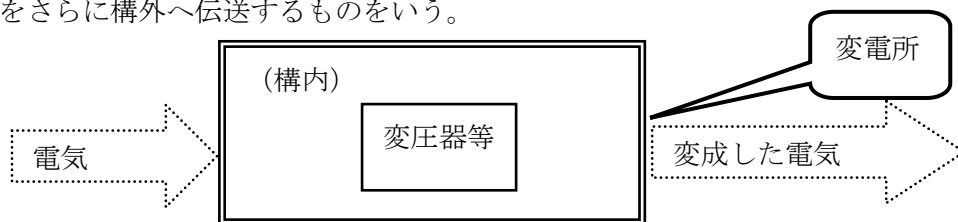
事業用電気工作物のうち、“電気事業の用に供する電気工作物”以外の全ての電気工作物を自家用電気工作物という。すなわち、“一般用電気工作物”にも“電気事業の用に供する電気工作物”にも該当しない発電所、変電所、開閉所、電線路、需要設備…などの電気工作物が自家用電気工作物である。

なお、最大電力500kW未満の需要設備については、電気工事士法における規制対象物であり、その電気工事の作業に従事するには、電気工事士法で定められた資格を必要とする。

(用語の説明)

○**発電所**…発動機、原動機、その他の機械器具を設置して電気を発生させる所。ただし、非常用予備発電装置を設置している所は除く。非常用予備発電装置とは、停電事故などの不測の事態に備えた発電装置である。

○**変電所**…構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器などにより変成する所であって、変成した電気をさらに構外へ伝送するものをいう。

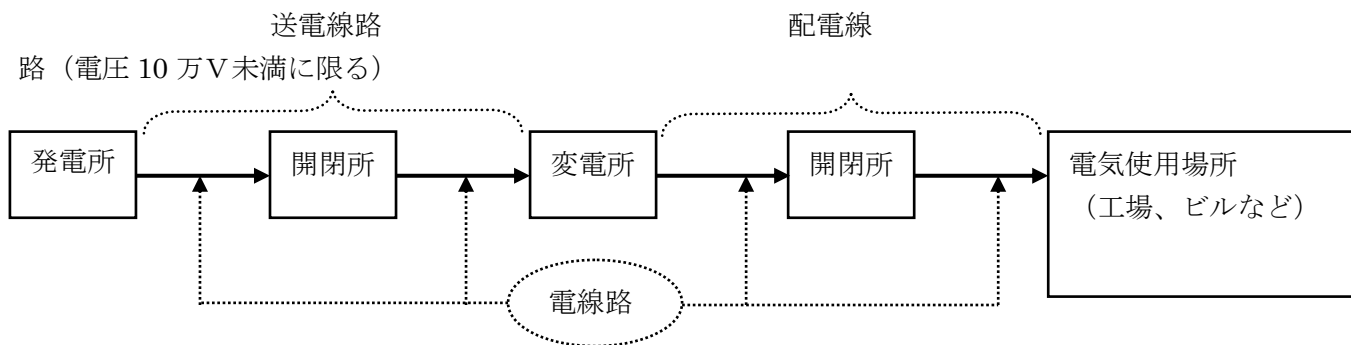


又、構外から伝送される電圧10万V以上の電気を変成するために設置する変圧器、その他の電気工作物の総合体をいう。



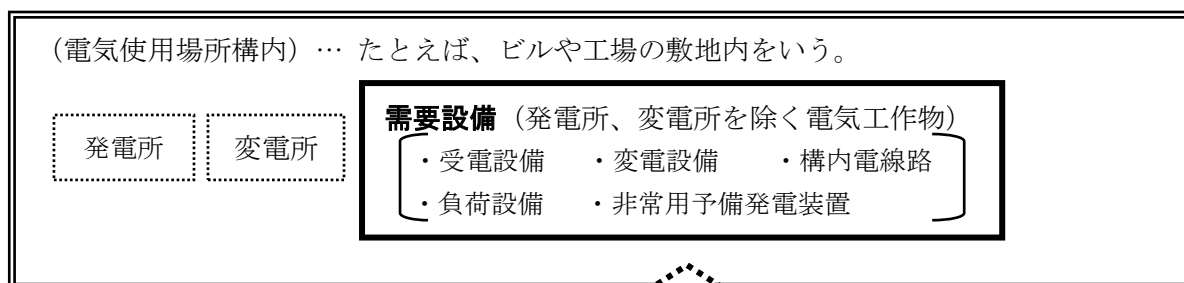
○**開閉所**…構内に施設した開閉器または遮断器により、電路を開閉する所であって、発電所、変電所、需要場所以外のものをいう。

○電線路…発電所、変電所、開閉所、電気使用場所相互間の電線並びにこれを支持する電気工作物をいう。



○需要設備…電気使用場所と同一の構内に設置する電気工作物の総体をいう。ただし、その電気使用場所の構内にある発電所及び変電所は除く。

需要設備に該当する具体的な電気設備としては、ビルや工場などに設置される受電設備、変電所以外の変電設備、構内電線路、負荷設備、非常用予備発電装置などが上げられる。



この**需要設備のうち、最大電力 500kW未満**のものは、電気工事士法の規制対象物となり、資格等を有する者でなければ電気工事の作業に従事することはできない。
なお、“**最大電力**”の取扱いは次のとおりである。

1. 電力会社のみから電力供給を受ける需要設備の場合
 - ① 契約電力 500kW 以上の需要設備は、**契約電力の値**を最大電力とする。
 - ② 契約電力 500kW 未満の需要設備は、契約負荷設備及び契約受電設備に基づき、**電気供給約款別表 4**に従って算定される値（以下「**契約設備電力の値**」という。）と**実量値**をもって決定される**契約電力の値のうちいずれか大きい値**とする。ただし、実量値による契約電力が設定されない需要家にあつては、**契約設備電力の値**とする。
2. 電力会社と自家用発電所の双方から電力供給を受ける需要設備の場合
上記の①または②の最大電力(kW)に自家用発電所の最大出力(kW)を加算した値を最大電力とする。

（用語の説明）

○契約電力…電力会社との契約上使用できうる最大電力